

**谷山処理場ほか維持管理業務委託
契約に係る公募型プロポーザル方式の実施要領**

1 業務の概要

(1) 業務名

谷山処理場ほか維持管理業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、谷山処理場ほかポンプ場施設の維持管理業務を包括的に委託し、施設の効率的かつ安定的な運営を図るものである。

(3) 業務内容

別紙1 谷山処理場ほか維持管理業務委託要求水準書(案)(以下「要求水準書(案)」という。)及び別紙2 谷山処理場ほか維持管理業務委託契約書(案)に定めるとおりとする。

(4) 技術提案を求める特定テーマ

No.	特定テーマ	内 容
1	運転管理の効率化について	各種基準を遵守したうえで、対象施設の運転管理を効率的に行うための手法等について、具体的に簡潔にまとめ提案すること。また、関連施設である南部処理場等との連携(調整)についても簡潔にまとめ提案すること。
2	危機管理方針について	大雨、台風、停電、地震等の災害時や設備故障、水質異常など下水道の具体的な緊急時を想定し、それぞれどのような方針に基づき、どのような体制で対応するのか、具体的に簡潔にまとめ提案すること。
3	地元貢献及びその他特筆すべき工夫について	地元企業の育成(下請け・資材購入等)や地元雇用、現在の業務従事者の継続雇用に関する配慮等について、具体的に簡潔にまとめ提案すること。

(5) 契約期間

契約締結日から令和14年3月31日まで

準備期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

履行期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

準備期間に要する費用は受注者の負担とする。

(6) 予算上限額

1,800,667,000円

(令和9年度から令和13年度までの5年度分の委託料の固定費の合計額(変動費を含まない)。消費税及び地方消費税を含む。)

(7) 担当部署

郵便番号 891-0122

鹿児島市南栄二丁目13番地(南部処理場内)

鹿児島市水道局下水道部水再生課水処理センター

電 話 番 号 : 099-268-3393

フ ァ ッ ク ス : 099-268-1505

メールアドレス：mizushori@city.kagoshima.lg.jp

2 参加表明書の提出者に要求される資格要件

(1) 参加表明書の提出者

参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる資格要件のすべてを満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本告示の日現在において、鹿児島市業務委託等入札参加資格業者名簿に登録されていること。

ウ 本告示の日から落札決定の日までの間において、鹿児島市水道局業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成9年3月18日制定）に基づく指名停止又は鹿児島市水道局が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月31日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。

オ 要求水準書（案）8.3に規定する作業員および有資格者を適正に配置できること。（契約締結後、速やかに作業員および有資格者を配置することとする。）

カ 下水道施設維持管理業者登録規定（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録を有する者であること。

キ 平成28年4月1日以降に、元請として、下水道終末処理場の包括的民間委託を完了した実績を有している者であること。

ク 納期の到来している鹿児島市税（鹿児島市税が課税されない者で市外に主たる営業所等を有する者にあつては、主たる営業所等の所在地の市区町村税）、消費税及び地方消費税を完納していること。

3 参加表明書の留意事項

(1) 作成方法

参加表明書の様式は、様式1-1～1-2（A4判）に示すとおりとし、文字サイズは、10.5ポイント以上（MS明朝）とする。

(2) 参加表明書内容の留意事項

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
【様式1-2】 参加表明者資格審査確認書	・参加表明書の提出者が平成28年4月1日以降に下水道終末処理場の包括的民間委託を完了した実績について記載する。 ・記載する業務数は、最大3件とする。

(3) 関連資料

原則として、次の資料を提出すること。

ア 参加表明書の提出者が平成28年4月1日以降に下水道終末処理場の包括的民間委託を完了した実績として参加表明者資格審査確認書に記載した業務に関わる契約書等の写し。

イ 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書（鹿児島市税が課税されていない者で市外に主たる営業所等を有する者にあつては、主たる営業所等の所在地の市区町村税に滞納がないことの証明書）及び税務署発行の「消費税及地方消費税」の「納税証明書その3」（法人の場合は「その3の3」、個人の場合は「その3の2」でも可）。電子納税証明書も可とするが、電子データ（PDF形式）を紙に印刷して提出。発行から3カ月以内のもの。写し可。

ウ その他資格要件等を確認するために必要となる資料

(4) 参加表明書及び関連資料の提出

ア 提出方法：直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

イ 提出期限：令和8年10月14日（水）まで（郵送の場合も提出期限必着とする。）

ウ 提出時間：土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

エ 提出場所：「1(7)」の担当部署に同じ

オ 提出部数：各1部（様式1-1～1-2については、電子データ（Word形式）も提出すること。）

(5) 選定、非選定の通知

ア 参加資格要件を有しており、技術提案書の提出者として認められる者には、書面により通知する。また、非選定者に対しては、選定しなかった旨と、その理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知する。

イ 上記「ア」の非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内に、非選定理由についてファックス又は電子メールにて説明を求めることができる。なお、「1(7)」の担当部署あてにファックス又は電子メールを送信した場合は、受信確認の電話連絡を行うこと。

ウ 上記「イ」の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内にファックス又は電子メールにて行う。

エ 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は、以下のとおりである。

(ア) 受付場所：「1(7)」の担当部署に同じ

(イ) 受付時間：土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

4 技術提案書を特定するための基準

技術提案書の評価項目、判断基準及び評価ウェイトは、別紙3のとおりとする。

5 技術提案書の提出等

(1) 作成方法

技術提案書の様式は、様式 2-1～2-4（A4判、但し様式 2-2、様式 2-3 に限り A3判も可とする。）に示すとおりとし、文字サイズは、10.5ポイント以上（MS明朝）とする。

(2) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
【様式 2-2】 管理運営の基本方針 業務実施体制	・業務の目的や対象施設の特徴を踏まえ、下水処理施設等の運転管理に対する基本方針、取組み等を記載する。 ・対象施設の特徴を踏まえ、この業務の実施体制、配置予定の要求水準書（案）に規定する作業員及び有資格者の資格・経験年数及び勤務体制（採用予定時期）などについて、様式 2-2-1 業務実施体制、様式 2-2-2 技術員名簿、様式 2-2-3 作業員経歴書に記載する。 ・他の事業者当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託等の具体的内容を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（事業者の技術的特徴等）を記載し、業務全体に占める再委託割合を記載すること。 ・記載する事業者、学識経験者等は特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名）を記載してはならない。事業者名は次の記載例を参考に特定できないように記載すること。 【記載例】 メーカー、メーカー系メンテナンス会社、メーカー代理店（県外）、メーカー代理店（県内）、メーカー系〇〇〇設備点検業者（市内）、〇〇〇設備点検業者（市内）等 ・業務の主たる部分を再委託してはならない。本業務における「主たる部分」は、要求水準書（案）4 業務範囲 (1) 運転業務に規定する業務とする。 ・4 枚（A4判）までに記載する。（A3判の場合は2枚とする。様式 2-2-1、様式 2-2-2、様式 2-2-3 は枚数に含まない。）
【様式 2-3】 特定テーマに対する技術提案	・本実施要領の「1(4)」に示した、特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。 ・記載にあたっては、概念図、グラフ、表等を使用し分かりやすいものとする。 ・1 テーマにつき2 枚（A4判）までに記載する。（A3判の場合は1 枚とする。）

【様式 2-4】 見積書	・本業務に係る見積書（変動費は含まない。）を提出すること。 ・提示した予算上限額を超えている場合、又は提案内容に対して見積りが不適格であると判断した場合には特定しない。 ・総括内訳は様式 2-4-1 総括内訳書、内訳は様式 2-4-2 内訳書に記載する。
-----------------	---

(3) 関連資料

原則として、次の資料を提出すること。

ア 作業員及び有資格者の保有資格を確認できる証明書の写し

イ 作業員（技術員を除く。）及び有資格者の直接的かつ恒常的（3 か月以上）な雇用が確認できる資料（健康保険証等の写し等）

ウ その他資格要件等を確認するための必要となる資料

(4) 技術提案書の無効

本実施要領において記載された事項以外の内容を含む技術提案書又は書面及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

(5) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、維持管理年報等の図書を閲覧することができる。閲覧を希望する者は、所定の手続きにより事前に閲覧の申込みを行うこと。

ア 閲覧期間

告示の日から令和 8 年 1 1 月 1 3 日（金）までの土曜日、日曜日及び休日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 閲覧場所

谷山処理場ほか

ウ 申込方法

【様式 3】既存資料閲覧申込書に必要事項を記入し、電子メールにより「1 (7)」の担当部署宛に申し込むこと。その他の方法による申し込みは認めない。電子メール件名は「既存資料閲覧申込み」とし、受信確認は送信者の責任において行うこと。なお、ファイル形式は Microsoft Word 形式とし、PDF 等は不可とする。

エ 申込期間

告示の日から令和 8 年 1 1 月 1 2 日（木）まで

オ その他

詳細な閲覧日時や閲覧場所等については、既存資料閲覧申込書受付後、別途通知する。また、既存資料閲覧の有無は、評価に影響しない。

(6) 現場見学会

参加者に対して、以下のとおり現場見学会を実施する。参加を希望する者は、所定の手続きにより事前に申込みをすること。

ア 実施日時

告示の日から令和 8 年 1 0 月 1 3 日（火）までの土曜日、日曜日及び休日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 実施場所

谷山処理場ほか

ウ 申込方法

【様式4】現場見学会参加申込書に必要事項を記入し、電子メールにより「1(7)」の担当部署宛に申し込むこと。その他の方法による申し込みは認めない。電子メール件名は「現場見学会参加申込み」とし、受信確認は送信者の責任において行うこと。なお、ファイル形式はMicrosoft Word 形式とし、PDF 等は不可とする。

エ 申込期間

告示の日から令和8年10月9日（金）まで

オ その他

実施要領書等は配布しないので、各自持参すること。現場見学会会場への移動手段は参加者各自で用意すること。詳細な実施日時や実施場所等については、現場見学会参加申込書受付後、別途通知する。なお、現場見学会において質疑応答の機会は設けない。また、現場見学会の参加の有無は、評価に影響しない。

(7) 技術提案書及び関連資料の提出

ア 提出方法：直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

イ 提出期限：令和8年11月16日（月）まで（郵送の場合も提出期限必着とする。）

ウ 提出時間：土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

エ 提出場所：「1(7)」の担当部署に同じ

オ 提出部数：正本1部、副本12部（様式2-1～2-4については、電子データ（Word、Excel 形式）も提出すること。）

6 本実施要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 本実施要領の内容に関する質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、持参、郵送（書留郵便に限る。）、ファックス及び電子メールのいずれの方法でも可能とする。なお、様式は問わないが文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びファックス番号、電子メールアドレスを併記するものとし、「1(7)」の担当部署あてに受信確認の電話連絡を行うこと。

ア 質問の受付先：「1(7)」の担当部署に同じ

イ 質問の受付期間：(ア)参加表明書に関わる質問

告示の日から令和8年10月9日（金）まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

(イ)技術提案書に関わる質問

告示の日から令和8年11月9日（月）まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 質問に対する回答は、原則として、質問を受理した日から7日間（土曜日、日曜日及び休

日を除く。)以内に質問者に対しファックス又は電子メールにより回答するほか鹿児島市水道局ホームページ(<http://www.city.kagoshima.lg.jp/suidou/index.html>)上で公表する。ただし、質問を受理した日から以下に示す日までの期間が7日間に満たない場合は、以下に示す日までに回答を行うものとする。

ア 参加表明書に関わる質問に対する回答：令和8年10月13日（火）

イ 技術提案書に関わる質問に対する回答：令和8年11月11日（水）

- (3) 質問書の提出にあたっては、質問内容に業者名（過去に受注した具体的な業務名の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。

7 ヒアリング

- (1) 以下のとおりヒアリングを行う。

ア 実施場所：鹿児島市水道局本庁舎内（鹿児島市鴨池新町1番10号）

イ 実施予定日：令和8年12月1日（火）、2日（水）

ウ 予定時間：45分（技術提案書の説明（30分）、質疑応答（15分））

エ 出席者：配置を予定する業務総括責任者を含めた3名以内とする。

- (2) ヒアリングの時刻、詳細な場所、留意事項等は別途通知する。

- (3) ヒアリング時の追加資料の提出及び提示は認めない。

- (4) 異常気象や業務の都合等でヒアリング日時を変更する場合がある。その際は、改めて別途通知する。

8 技術提案書の特定

- (1) 技術提案書の特定方法

技術提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最低基準点（評価合計点の60%以上）に達し、かつ、最上位のものを1者特定する。ただし、評価の合計点が同点であった場合、特定テーマに対する技術提案の評価の高いものを最も優れた提案を行った者として特定する。

なお、参加表明者が1者であっても本プロポーザル方式を実施し、審査の結果、最低基準点に達し、業務を適切に実施できると判断できる場合には、当該参加表明者を契約の相手方として特定する。

- (2) 結果の通知

技術提案書を特定された者には、書面にて通知する。

9 非特定理由に関する事項

- (1) 非特定者に対しては、特定しなかった旨と、その理由（以下「非特定理由」という。）を書面にて通知する。

- (2) 上記「(1)」の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内に、非特定理由についてファックス又は電子メールにて説明を求めることができる。なお、「1(7)」の担当部署あてにファックス又は電子メールを送信した場合は、受信確認の電話連絡を行うこと。

- (3) 上記「(2)」の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（土曜

日、日曜日及び休日を除く。)以内にファックス又は電子メールにて行う。

(4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

ア 受付場所：「1 (7)」の担当部署に同じ

イ 受付時間：土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

10 業務の委託契約

技術提案書を特定された者（以下「受注候補者」という。）に対し、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定に基づき、本業務を契約する。（随意契約）

また、受注候補者と協議のうえ、必要に応じて要求水準書（案）の訂正、追加、削除等を行い、技術提案書の内容を適切に反映し、業務委託契約の要求水準書の確定を行う。

なお、受注候補者が契約の間までに資格要件を満たさないことが判明した場合は、契約の締結を行わない。この場合は、次点者と契約の交渉を行うものとする。

11 その他留意事項

(1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

また、提出された参加表明書及び技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、その参加表明書及び技術提案書を無効とする。

ア 参加表明書、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合

イ 参加表明書、技術提案書と無関係な書類である場合

ウ 他の業務の参加表明書、技術提案書である場合

エ 白紙である場合

オ 実施要領に指示された項目を満たしていない場合

カ 発注者名に誤りがある場合

キ 業務名に誤りがある場合

ク 提出者名に誤りがある場合

ケ その他未提出又は不備がある場合

(3) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び技術提案書の提出者に選定した旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。

(4) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、本プロポーザル方式の目的以外には使用しない。ただし、鹿児島市情報公開条例に基づき、開示請求があった場合は、当該事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれのないものについては、開示対象となる場合がある。

(6) 参加表明書及び技術提案書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した作業員及び

有資格者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上であるとの鹿児島市水道局の承諾を得なければならない。

- (7) 必要に応じて参加表明書及び技術提案書に関するヒアリングを行う場合がある。
- (8) 技術提案書の特定後に、実施方針及び評価テーマに係る提案内容を本業務の要求水準書（案）に適切に反映するとともに、要求水準書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (9) スケジュールは、異常気象や業務の都合等により変更する場合がある。その際は、改めて鹿児島市水道局ホームページに掲載する。

技術提案書を特定するための基準

別紙 3

評価項目	評価の着目点			評価 ウェイト	
	判 断 基 準				
管理運営の 基本方針 業務実施体制 その他	業務理解度		目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	5	
	業務実施体制		業務総括責任者・副総括・下水道主任等の経歴や有資格者の配置及び人数から、安全確実な業務遂行体制（人員配置、勤務体制）が確保されている場合に優位に評価する。	5	
	その他		業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	5	
			地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。	5	
特定テーマに 対 する 技 術 提 案	全 体	特定テーマ間の整合性		相互に関連する複数の特定テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	5
	特定 テーマ 1	運 転 管 理 の 効 率 化 に つ い て	運転操作監視業務	運転操作監視体制及び手法	5
				効率的で安全な運転	
			水質・汚泥管理業務	水質管理体制及び手法	5
				流入水、汚泥等の状況変化の発見及び対応	
			物品等管理業務	南部処理場等関連施設との連携(調整)	5
				安定的で効率的な物品等調達方法	
	特定 テーマ 2	危 機 管 理 方 針 に つ い て	災害・緊急時等の 対策及び対応	緊急時・異常時等における対応の考え方・体制・手順	5
				緊急時における職員の参集計画	
			機器等の故障対応	突発故障の緊急対応	5
				機器の故障等における処理への影響対応	
			事故発生時の 想定訓練等	危機管理に備えた日常の教育・訓練等	5
				防災対策	
	特定 テーマ 3	特 筆 す べ き 工 夫 に つ い て	環境対策	環境負荷軽減対策	5
				循環型社会への貢献	
				周辺環境への配慮	
			地域への精通性・ 貢献	ボランティア活動等地域への貢献	5
				地元企業との連携、地元雇用	
			その他 自由提案	維持管理水準向上のための新規提案	5
	特筆すべき創意工夫				
参考見積	参考見積の妥当性			提示した予算上限額を超えている場合、又は提案内容に対して見積りが不適格であると判断した場合には特定しない。	30
合計					100